

令和2年度 中部ブロック発注者協議会を書面開催しました
～運用指針の改正に基づき自己評価指標の見直し～

開 催 日 時： 令和2年5月22日（金）

1. 添付資料 資料－1 協議会次第
 資料－2 中部ブロック発注者協議会について
 資料－3 「運用指針」主な改正のポイント
2. 配布先 中部地方整備局記者クラブ
3. 問合せ先 中部ブロック発注者協議会事務局
 中部地方整備局 企画部 技術管理課
 TEL 052－953－8131
 企画部 技術管理課長 松村 昭洋
 建設専門官 山本 進一
4. その他 会議資料は中部地方整備局のホームページで公表しています
 <https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>
 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本会議は書面開催
 としました

令和2年5月 22 日

令和2年度 中部ブロック発注者協議会

次 第

1. 開 会

2. 情報提供

(1) 運用指針の改正について

【資料1】

(2) 当面の工事及び業務における業務の執行について
(中部地方整備局)

【資料2】

3. 議 事

(1) 取組指標について

全国統一指標、自己評価指標(中部独自)、重点項目

【資料3】

4. 報告事項

(1) 中部ブロック発注者協議会の取組について

【資料4】

(2) 各機関の取組について

(中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県)

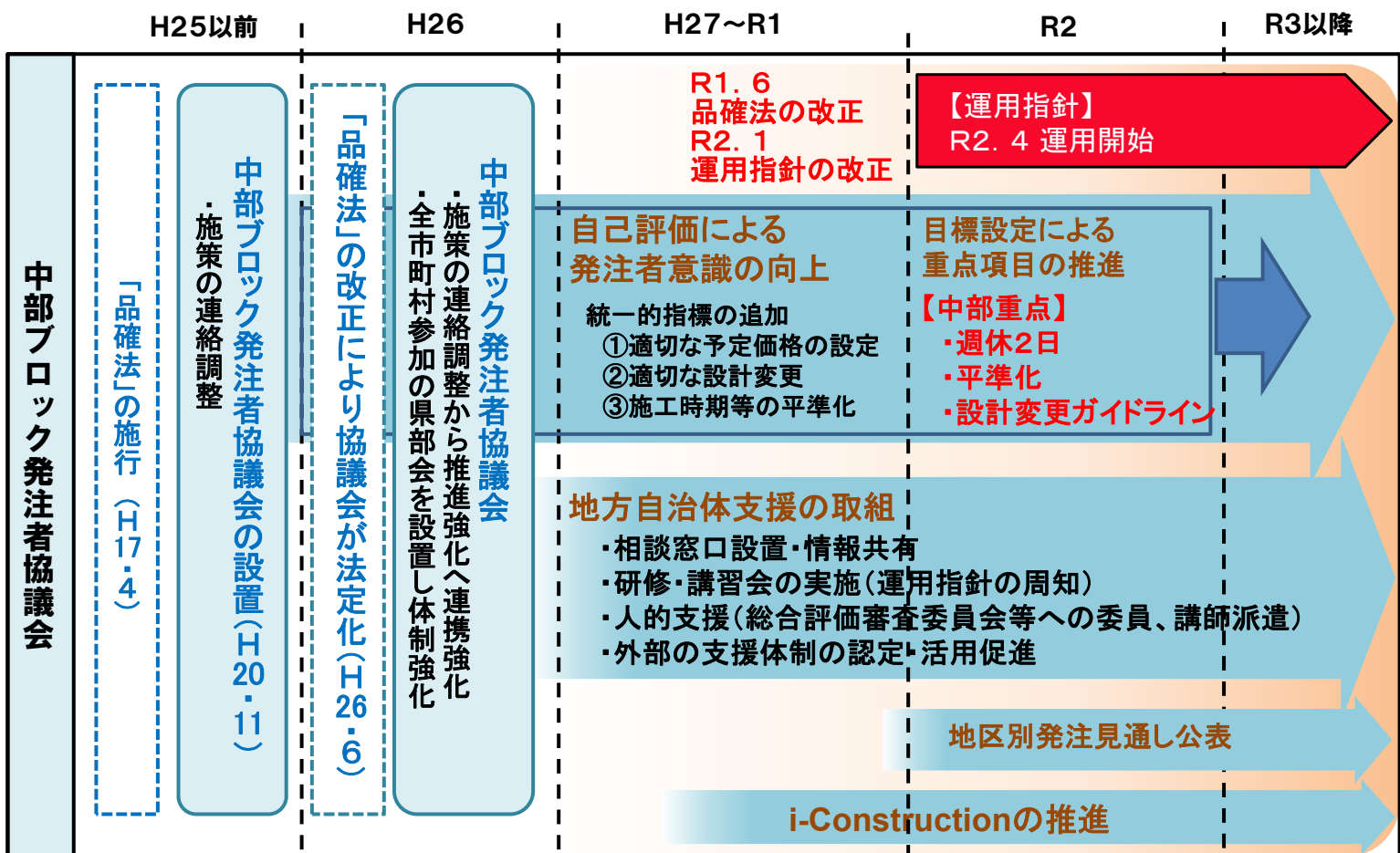
【資料5】

(3) 今後の取組について

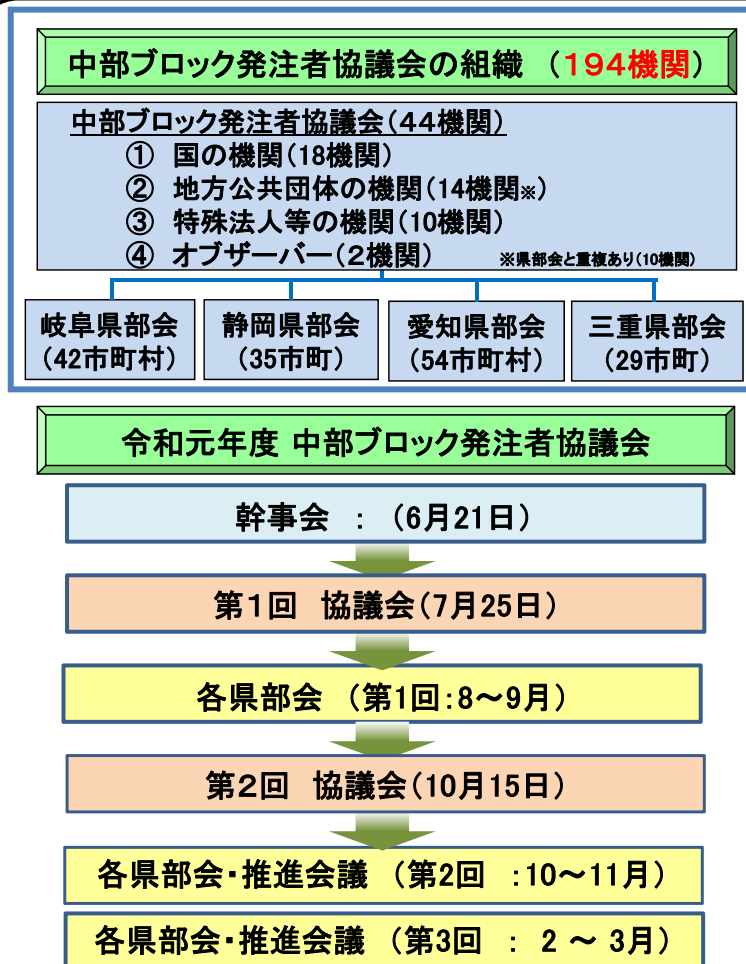
【資料6】

- ・協議会スケジュール
- ・自己評価結果の公表

5. 閉 会



中部ブロック発注者協議会について



令和元年度における取り組み

- 地区別発注見通しの公表 (H29. 4 ~ 毎月公表)

- 自己評価(全国指標含む15項目)実施

【R1中部ブロック重点の取組推進】

- ① 施工時期の平準化(全国統一的指標)
- ② 週休2日工事の推進
- ③ 設計変更ガイドラインの策定

【全国統一的指標】

- ① 最新の積算基準の適用
- ② 設計変更ガイドラインの策定・活用
- ③ 施工時期の平準化

中部ブロック発注者協議会にて確認

立ち位置の再認識

R1自己評価結果を公表(R1.6予定)

記者発表、中部地整ホームページ掲載

中部ブロック発注者協議会の取組概要

1. 取組指標の決定
2. 重点項目の取組結果
3. 地方公共団体への支援状況

中部ブロック発注者協議会

「令和2年度 中部ブロック発注者協議会」概要

中部ブロック発注者協議会

1. 取組指標を決定

自己評価指標

	指 標
①	最新の積算基準の適用状況等
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定
③	平準化率
④	適正な工期設定
⑤	週休2日工事の実施状況
⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
⑦	建設ICTの導入状況
⑧	受発注者間の工事情報の共有状況
⑨	総合評価落札方式の導入状況

- ・各機関の取組状況（実績・目標）を毎年公表
- ・県部会及び推進会議で取組促進に向けた検討を実施

R2重点項目

	事 項
重点事項①	◆ 各国・県・政令市は前年度以上の平準化率（a）を目指す ◆ 各市町村は債務負担行為（ゼロ債務を含む）の活用促進
重点事項②	◆ 各機関における「週休2日工事」の実施
重点事項③	◆ 各市町村で設計変更ガイドラインの策定・活用

- ・令和2年度において特に重点的に取組を図る
- ・各県部会等で目標を設定し取組の促進を図る
- ・国及び県は市町村の支援を行う

- ◆ 自己評価指標とは
中部ブロック発注者協議会において独自に設定する評価指標であり、各発注機関が発注関係事務を適切に実施されているか毎年調査し、結果を取りまとめて公表する
- ◆ R2重点項目とは
令和2年度の「中部ブロック発注者協議会」において、取組促進のため各発注機関が連携し統一的に取り組む項目

2. 重点項目の取組結果

◆重点項目① 平準化

【取組結果】

平準化率(α)稼働件数

○「中部ブロック発注者協議会」の平準化率は上昇傾向

H29	H30	R1
0.58	→ 0.60	→ 0.66

○ 市町村の平準化率が上昇
※約8割の市町村が上昇

H30	R1
0.43	→ 0.56

約3割上昇

○ 岐阜県内の市町村の平準化率が大幅に上昇

H30	R1
0.38	→ 0.65

約7割上昇

【今後の方針】

- ◆ 中部ブロックの平準化率は全国平均(地域ブロック)より下回る状況引き続き、取組の促進に向けて各発注機関との連携を図る
- ◆ 全体的に平準化率は上昇傾向にはあるが、静岡県・愛知県・三重県内における地方公共団体の平均は全国平均(県域)を下回る状況
- ◆ 今後、債務負担行為(ゼロ債務を含む)の活用を重点的に取組を進め施工時期の平準化を図る

「令和2年度 中部ブロック発注者協議会」概要

2. 重点項目の取組結果

◆重点項目② 週休2日工事の実施

【取組結果】

週休2日工事:4週8休

○ 中部ブロック内の週休2日工事の工事発注が増加【対前年比1.8倍】

○ 週休2日工事の工事発注に取り組む市町村が増加【対前年比3.7倍】

○ 三重県内では約6割の市町村が週休2日工事を発注

【今後の方針】

- ◆ 週休2日工事の発注拡大を図る(受注者希望型及び週休2日相当も含む)
- ◆ 全市町村で週休2日工事の発注に取り組めるよう国・県は支援する

2. 重点項目の取組結果

◆重点項目③ 設計変更ガイドラインの策定・活用

【取組結果】

- 各市町村の策定率が71%(未策定:45市町村)
- 三重県内では平成30年度に100%を達成
- 岐阜県内では策定率48%



【今後の方針】

- ◆ 早期に策定率100%を目指すため県部会・推進会議で取組促進を検討
- ◆ 未策定の市町村の課題を把握するとともに策定に向けた支援を進める
- ◆ 設計変更ガイドラインに基づく設計変更の状況についても確認を行う

「令和2年度 中部ブロック発注者協議会」概要

3. 地方公共団体への支援状況(令和元年度の実績)

◆研修・講習会の実施

「品確法・運用指針の周知」及び「取組の情報提供」を図るため地方公共団体の職員を対象とした研修・講習会の開催。個別の県・市町村の研修・講習会への講師派遣
【開催回数:17回 参加者数:延べ577名】



◆直轄工事検査への臨場立会

工事検査事務を適切に実施することが出来る者の育成を支援するため直轄工事検査への地方公共団体等の職員を臨場(平成17年度から毎年実施)

【直轄工事の6工事に8名が参加】



◆人的支援(総合評価)

地方公共団体の総合評価審査委員会へ委員として国の職員を派遣
【11機関に延べ53名】

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う**。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたって**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。